不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>児童手当の消滅</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童手当法施行規則第７条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>こども未来部こども給付課給付係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>児童手当等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに受給事由消滅届を市区町村長に提出しなければならない。

・消滅原因の例
ア　日本国内に住所を有しなくなった。
イ　他市区町村へ転出した。
ウ　離婚調停中により、支給要件児童と別居することになった。
エ　離婚により、支給要件児童と生計を同じくしなくなった。
オ　公務員になった。
カ　支給要件児童が児童福祉施設へ入所した。

なお、公簿等によって、児童手当の支給事由の消滅したものと確認したときは、職権に基づいて、受給事由消滅届の提出があったものとして処理することができる。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>